一般廃棄物処理
許可業の手引き

東 近 江 市

目　　次

１　一般廃棄物処理業の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1) 許可の種類
(2) 許可証の交付
(3) 許可証の再発行
(4) 許可証の取り扱い
(5) 収集運搬業における許可車両番号の掲示
(6) 名義貸しの禁止
(7) 事業の範囲
(8) 許可更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(9) 事業範囲変更許可
(10) 変更等の届出

２　委託基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

３　適正処理の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

４　帳簿の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

５　市による監視指導等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(1) 定期監査
(2) 実績報告書の徴収
(3) 行政処分（不利益処分）の実施

６　罰則の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

７　最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

８　様式集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

９（参考１）東近江市一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者遵守事項・・・・・・・20

10（参考２）東近江市一般廃棄物処理業者処分基準・・・・・・・・・・・・・・・22

11（参考３）東近江市一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可に関する審査基準・25

12（参考４）届出又は提出書類関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

１　一般廃棄物処理業の許可

(1) 許可の種類

一般廃棄物処理業の許可は以下の種類があり、業を行おうとする場合には、それぞれについて許可が必要です。

ア　一般廃棄物収集運搬業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項）

イ　一般廃棄物処分業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第６項）

(2) 許可証の交付

ア　申請のあった一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可（事業範囲変更許可を含む。）について、審査の結果、許可基準に適合すると認め許可したときは、それぞれ一般廃棄物収集運搬業許可証又は一般廃棄物処分業許可証を交付します。

イ　本許可により一般廃棄物処理業を行うことができる区域は、東近江市内に限られます。

(3) 許可証の再発行

許可証を紛失した場合等は、許可証等再交付申請書（東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例施行規則様式第７号、13 ページ参照）により、速やかに再交付の手続きを行ってください。

(4) 許可証の取扱い

ア　許可証は紛失しないようにしてください。なお、許可証は事務所等の見えやすい場所に掲示するとともに、収集運搬業にあっては、収集運搬車両に許可証の写しを備え付けてください。

イ　許可の更新により新たな許可証が交付された時には、従前有していた許可証を速やかに返納してください。

ウ　事業を全部廃止したとき又は許可期限が到来したにもかかわらず更新しなかった時には、従前有していた許可証を速やかに返納してください。

エ　事業範囲変更許可証は、新規又は更新の許可証と一緒に保存してください。

(5) 収集運搬業における許可車両番号の掲示

収集運搬車両には、許可車両番号の入った掲示板を作成し、乗務員席のドア（左右）に貼ってください。（マグネット可）

車両の追加や入換えで新たに許可車両番号が付された場合は、掲示板を貼付後、写真を提出してください。

(6) 名義貸しの禁止

自己の許可証を他人に貸すなどして、一般廃棄物処理業を行わせることは禁止されています。

(7) 事業の範囲

ア　取り扱うことのできる一般廃棄物は許可証に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできません。

イ　一般廃棄物収集運搬業の積替え又は保管は、ごみの性状の変化が生じないようその日のうちに処理施設へ搬入するべきであることなどから、原則として積替え又は保管を行うことは認めておりません。処理施設で受け入れしていないごみについて一部認める場合もありますが、この場合も許可が必要となりますので、相談してください。

ウ　一般廃棄物処分業の許可について、行うことのできる処理は許可証に記載されている方法に限られており、それ以外の方法により処理を行うことはできません。

(8) 許可の更新

ア　一般廃棄物処理業の許可の有効期限は、政令により２年間と定められています。

イ　業を継続する場合は、遅くとも許可の有効年月日の 30 日前（土日祝日等の休日を除く。）までに、定められた様式により許可の更新申請を行ってください。

ウ　一般廃棄物処理業の許可申請の際は、知識・技能を有することの証明として、一般財団法人日本環境衛生センターが主催する、「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」を次に掲げる者が受講した修了証の写し（有効期限は５年間）又は同等の書類を添付してください。

(ｱ) 申請者が法人の場合は、その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有する者又は同等の能力を有する者

(ｲ) 申請者が個人の場合は、その者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者であって、業に係る契約を締結する権限を有する者又は同等の能力を有する者

エ　収集運搬業について、更新前２年間で本市での一般廃棄物収集運搬の実績が無い場合は、更新の許可はしません。

(9) 事業範囲変更許可

ア　許可を受けた事業の範囲を変更しようとするときは、事業範囲変更許可申請が必要です。

イ　一般廃棄物収集運搬業の事業範囲変更許可申請を必要とする場合とは、取り扱う一般廃棄物の種類の追加、又は新たに積替え又は保管をしようとする場合をいいます。

ウ　一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請を必要とする場合とは、取り扱う一般廃棄物の種類を追加し、又はその処理の方法を追加しようとする場合をいいます。

エ　事業範囲変更許可の手続きについては、定められた様式（東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例施行規則様式第５号、12 ページ参照）により行ってください。

(10) 変更等の届出

ア　許可を有する一般廃棄物の収集運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、定められた様式（東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例施行規則様式第８号、14ページ参照）により、許可証の写しを添付して届出してください。ただし、全部廃止した場合は許可証の原本をすべて返納してください。

イ　次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に、定められた様式（東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例施行規則様式第９号、15ページ参照）により、許可証の写しを添付して届出してください。

(ｱ) 住所

(ｲ) 氏名又は名称

(ｳ) 法人の役員、定められた使用人、百分の五以上の株主又は出資者等

(ｴ) 事務所又は事業場の所在地

(ｵ) 事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模等

※一般廃棄物収集運搬業者にあっては、車両や重機の増減や入換をする場合

※一般廃棄物収集運搬業者にあっては、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

(ｱ) 所在地

(ｲ) 面積

(ｳ) 積替え又は保管を行う一般廃棄物の種類

(ｴ) 保管上限

(ｵ) 積み上げることができる高さ

※一般廃棄物処分業者にあっては、保管の場所に関する次に掲げる事項

(ｱ) 所在地

(ｲ) 面積

(ｳ) 保管を行う一般廃棄物の種類

(ｴ) 保管上限

(ｵ) 積み上げることのできる高さ

ウ　届出書には、変更内容が確認できる書類等を添付してください。その他にも必要書類の添付を求めることがあります。

エ　車両の追加や入換をする場合は、下記の書類を添付してください。

(ｱ) 追加する車両の写真（前、両側面）

(ｲ) 追加する車両の自動車車検証の写し及び自賠責保険の写し（賃貸借している場合は賃貸借契約書の写し）

(ｳ) 許可証の写し

オ　市では、届け出の内容により許可証の記載内容に変更が生じた場合には、事業範囲変更許可証を交付します。

カ　許可を受けた車両が故障や車検のため臨時で使用できない場合は、許可証の写し、代わりに使用する車両の車検証の写し、自賠責保険の写し及び車両写真

（前、両側面）を添付のうえ、使用予定の２日前までに代車使用届出書（17ページ参照）を提出してください。

２　委託基準

(1) 排出事業者は、その排出する一般廃棄物の処理を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める委託基準に従って、収集運搬については一般廃棄物収集運搬業者等に、処分については一般廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければなりません。

(2) 一般廃棄物の処理を業として行うことができる者であっても、排出事業者が委託しようとする一般廃棄物の処理の内容がその事業の範囲に含まれていなければ、委託を受けることはできません。

(3) 収集運搬機材の種類及び数、処理施設の能力（保管量に係るものを含む。）、作業員の人数、過去における処理の実績等から勘案して、適正処理できる能力以上に処理の委託を受けないでください。

(4) 再委託はできません。

３　適正処理の推進

(1) 処理基準

一般廃棄物処理業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められている、一般廃棄物処理基準及び東近江市一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者遵守事項に従って、一般廃棄物の収集運搬又は処分を行わなければなりません。

(2) 不法投棄の禁止

排出事業者から委託された一般廃棄物は、不法投棄してはなりません。

(3) 野外焼却の禁止

排出事業者から委託された一般廃棄物は、特別な場合を除いて、処理基準に従わない焼却をしてはなりません。

(4) 産業廃棄物と事業系一般廃棄物との区分

事業所から排出される廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に区分されます。一般廃棄物処理業者が産業廃棄物を取り扱うことはできず、取扱品目に応じた産業廃棄物処理業の許可が必要となります。また、産業廃棄物を一般廃棄物の処理施設へ搬入してはなりません。産業廃棄物と事業系一般廃棄物を法令に定められた区分に分別した上で適正に処理してください。

なお、産業廃棄物を一般廃棄物の処理施設へ搬入した場合、廃棄物処理法に違反することとなり、罰則適用の対象となる恐れがあるため、絶対にしてはいけません。（本市、竜王町及び日野町で組織する中部清掃組合の処理施設は、一般廃棄物を処理する施設です。産業廃棄物は搬入できません。）

４　帳簿の作成

(1) 一般廃棄物処理業者は、その処理に関する帳簿を備え、次に掲げる事項を正しく記載しなければなりません。

＜一般廃棄物収集運搬業者の場合＞

ア　収集運搬年月日
イ　収集区域又は受け入れ先
ウ　収集運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

＜一般廃棄物処分業者の場合＞

ア　受入又は処分年月日
イ　受け入れた場合には、受け入れ先ごとの受け入れ量
ウ　処分した場合には、処分方法ごとの処分量
エ　処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

(2) 帳簿は計量伝票等により、内容を確認しながら記載してください。

(3) 帳簿は一般廃棄物の種類ごとに記載しなければなりません。

(4) 帳簿は事業場ごとに備えなければなりません。

(5) 帳簿は毎月末までに、前月中の処理状況について記載を終了していなければなりません。

(6) 帳簿は１年ごとに閉鎖し、その後５年間事業場ごとに保存しなければなりません。

５　市による監視指導等

(1) 検査

ア　市では、一般廃棄物収集運搬業者の車両検査や一般廃棄物処分業者の事業場に立入検査を行い、施設等の維持管理の状況を検査する場合がありますので、実施の際には、適切に対応してください。

イ　検査の結果、不適正な部分が見受けられたときには、法令等に則して行うよう指導しますので、指導を受けた際には速やかに改善してください。また、場合によっては報告を求めることもありますので、適切に対処してください。

(2) 実績報告書の徴収

ア　一般廃棄物処理業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）は、実績の有無にかかわらず指定する日までに市長に報告することとされています。

一般廃棄物収集運搬業者（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）は、毎月の実績を実績報告書の様式（18 ページ参照）により、翌月 20 日までに忘れずに報告してください。

一般廃棄物処分業者は、毎月の実績を実績報告書の様式（19 ページ参照）に

より、毎年度末の翌月 20 日までに忘れずに報告してください。

イ　実績報告書を検査した結果、不適正な部分が見受けられたときには、法令等に則って行うよう指導しますので、指導を受けた際には速やかに改善してください。また、場合によっては別途報告を求めることもありますので、適切に対処してください。

(3) 行政処分（不利益処分）の実施

市では、一般廃棄物の不適切な処理を行った場合、許可取消等の行政処分を行うこととしています。

ア　業の許可の取消し及び事業停止命令

次に掲げる場合、一般廃棄物処理業の許可を取り消し、又は一定期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(ｱ) 違反行為(廃棄物処理法又は廃棄物処理法に基づく処分に違反する行為)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、唆し、他人が違反する行為をすることを助けたとき、

［本市以外の区域における違反行為に関しても処分の対象となります。］

(ｲ) 事業の用に供する施設又は能力が基準に適合しなくなったとき

(ｳ) 欠格要件（８ページ参照）のいずれかに該当するに至ったとき

［なお、欠格要件に該当した場合は、速やかに廃棄物処理に係る欠格要件該当届出書（16 ページ参照）を提出してください。］

(ｴ) 許可に付した条件に違反したとき

イ　改善命令

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処理が行われた場合、その適正な処理の実施を確保するため、処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを命ずることがあります。

ウ　措置命令

一般廃棄物処理基準に適合しない一般廃棄物の処理が行われた場合、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該処分を行った者に対し、期限を定めて、支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。

エ　処理施設の許可の取消し・改善命令・使用停止命令

設置を許可する一般廃棄物処理施設を設置している場合であって、次に掲げるときは、その許可を取り消し、又はその設置者に対して、期限を定めて必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて使用の停止を命ずることがあります。

(ｱ) その構造又は維持管理が、構造若しくは維持管理に係る技術上の基準又は設置許可申請書に記載した設置に関する計画（これらの計画について変更許可を受けた時は、変更後のもの）に適合していないと認められるとき。

(ｲ) 一般廃棄物処理施設設置者がその施設の設置及び維持管理を的確に行うに足る知識及び技能を有していなかったり、経理的基礎を有していなかった場

合

(ｳ) 一般廃棄物処理施設設置者が違反行為をしたり、他人に対して違反行為をすることを要求したり、依頼したり、唆したり、助けた場合

(ｴ) 一般廃棄物処理施設設置者が欠格要件のいずれかに該当した場合

(ｵ) 一般廃棄物処理施設設置者が設置又は変更の許可に付した条件に違反した場合。

＜欠格要件＞

(1) 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として、環境省令※に定める者

※環境省令に定める者とは、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者をいう。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、特定有害廃棄物等輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（平成３年法律第 77 号第 32 条の３第７項及び第 32 条の 11 第１項を除く。）に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 号、第 208 号、第 208 条の２、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

(5) 一般廃棄物処理業、（特別管理）産業廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の許可を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者

なお、当該取り消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であった者で当該取り消しの日から５年を経過しない者も含む。

(6) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(7) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合はその役員を含む。）が上記(1)～(6)の一つに該当するもの

(8) 法人の場合、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）、又はその使用人であって(9)のア又はイに掲げるものの代表者であるものの中に、上記(1)～(6)の一つに該当する者のあるもの

(9) 個人の場合、その使用人であって次のア又はイに掲げるものの代表者である者のうち、上記(1)～(6)の一つに該当する者のあるもの

ア　本店又は支店（商人以外の者の場合は、主たる事務所又は従たる事務所）

イ　このほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

６　罰則の適用

廃棄物処理法の各条項に違反した場合、次表のとおり、罰則の適用の対象となります。

・　許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合 ・　許可を受けずに一般廃棄物の処理又は一般廃棄物の処理の事業の範囲を変更した場合 ・　事業停止命令又は措置命令に従わない場合 ・　一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合 ・　名義貸しをした場合 ・　許可を受けずに一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を設置した場合 ・　許可を受けずに一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の構造又は規模を変更した場合 ・　廃棄物を不法投棄した場合 ・　廃棄物の焼却禁止に違反して焼却した場合	５年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
・　委託基準に従わずに委託した場合 ・　一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を無許可で譲り受け又は借り受けた場合 ・　一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令に従わない場合	３年以下の懲役又は300 万円以下の罰金又はこの併科
・　一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の使用前検査を受ける前に当該施設を利用した場合	６月以下の懲役又は50 万円以下の罰金
・　必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合 ・　一般廃棄物処理業者又は一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更届け出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・　一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の軽微な変更若しくは必要な事項の変更をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・　一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の廃止、休止若しくは再開の届出をせず、若しくは承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・　一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の埋め立て終了の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ・　一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管	30 万円以下の罰金

理状況等の記録をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は記録を備え置かなかった場合 ・　求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 ・　立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合 ・　技術管理者を置かない場合	
法人の代表者 法人の代理人、使用人その他の従業員 個人の代理人、使用人その他の従業員 が、 その法人／個人の業務に関して上記の違反行為をした場合	・行為者につき、上記各罰則を適用 ・その法人または個人につき、上記の罰金刑を適用 ただし、廃棄物の不法投棄の場合にあっては、法人に対しては３億円以下の罰金
・　登録を受けずに、その名称中に登録廃棄物再生事業者という文字を用いた場合	10 万円以下の過料

７　最後に

一般廃棄物処理業の許可は本来、市が責任を持って行うべき一般廃棄物の処理に困難な事情があり、かつ、本市の一般廃棄物処理計画に適合する場合に限り、その処理責任を補完してもらうために市が許可を行うものです。

そのため、要件を満たせば原則許可される産業廃棄物処理業の許可とは性格を異にしており、一般廃棄物処理業の許可については、市の裁量の中で厳格に運用を行っており、本市一般廃棄物処理実施計画で新たな許可は行わない旨、明記しています。

また、「一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう、業の許可の運用を行うことが重要である。」旨、国から通知（平成26年10月８日付け、環廃対発第1410081号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長）が出されており、本市の許可の運用もこれに沿ったものです。

許可業者の方につきましては、一般廃棄物処理業の許可を受けている意味を十分に理解し、市の業務の一翼を担う責任ある主体として、法令等に基づくことはもちろん、市民のために誠実に業務を行い、果たすべき役割の重要性を十分認識し、一般廃棄物処理業を行ってください。

８　様式集

○　一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第５号）　12

○　一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第７号）　13

○　一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第８号）　14

○　一般廃棄物処理業事業変更届出書（様式第９号）　15

○　廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書（様式第 10 号）　16

○　代車使用届　17

○　実績報告書様式（収集運搬業）　18

○　実績報告書様式（処分業）　19

様式第５号（第 10 条関係）

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書

年　　月　　日

東近江市長　小椋　正清　様

申請者
住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

東近江市廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第１項の規定により、一般廃棄物処理業の事業範囲変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">許可の年月日及び
許　可　番　号</td><td>年　　月　　日　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">変　更　理　由</td><td></td></tr>
</table>

様式第７号（第 11 条関係）

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年　　月　　日

東近江市長　小椋　正清　様

申請者
住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業の許可証を　紛失／損傷／汚損　したので東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例第 26 条第 2 項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

記

許可の年月日及び許可番号

年　　月　　日　　第　　号

収集、運搬及び処分の別

収集、運搬　　処分

添付書類

損傷又は汚損した許可証

様式第８号（第 12 条関係）

一般廃棄物処理業廃止届出書

年　　月　　日

東近江市長　小椋　正清　様

申請者
住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業の　全部　一部　を廃止したいので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます

許可の年月日及び許可番号	年　月　日　　第　　号
一部廃止した場合にあっては、廃止した事業の内容	
廃止の理由	
廃止年月日	

様式第９号（第 12 条関係）

一般廃棄物処理業事業変更届出書

年　　月　　日

東近江市長　小椋　正清　様

申請者
住　所
氏　名　　㊞
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理業に関する事項に変更があったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び許可番号		年　　月　　日　　第　　号
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		

様式第 10 号

廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書

年　　月　　日

東近江市長　小椋　正清　様

届出者

住所

氏名　　㊞

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり一般廃棄物処理業の許可に関する欠格要件に該当したことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項の規定により届け出ます。

許可の年月日	年　　月　　日
許　可　番　号	第　　号
該当するに至った欠格要件	
該当するに至った 具体的な理由	
該当するに至った年月日	
添付書類 許可証の写し	

代　車　使　用　届

年　　月　　日

東近江市長　小椋　正清　様

所　在　地

名　　称

代表者氏名　　㊞

次の理由により代車を使用しますので届出いたします。

代車使用の事由	車検　　故障　　その他（　　）
旧車の車両番号	
旧車の許可番号	
代車の車両番号	
代車の風袋重量	
代車の使用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

令和　　年　　月　　日

令和　　年度　　月分　業務実績報告書

東近江市環境部資源再生推進課長　宛

許可事業者名　　許可番号：　　許可車両番号：

日	契約者名	廃棄物の種類	搬入施設名	施設搬入量（kg）	日	契約者名	廃棄物の種類	搬入施設名	施設搬入量（kg）
1					17				
2					18				
3					19				
4					20				
5					21				
6					22				
7					23				
8					24				
9					25				
10					26				
11					27				
12					28				
13					29				
14					30				
15					31				
16						収集車最大積載量	kg	月搬入合計	

1 この様式による実績報告は、毎月の実績を翌月の２０日までに資源再生推進課まで報告ください。

2 この様式による報告は、許可ごと、許可車両ごとに報告してください。

3 契約者が複数にわたる場合は、以下の欄又は別紙に記載してください。

4 施設搬入量は、中部清掃組合が発行する計量伝票数値と同じなります。

令和　　年度　一般廃棄物処理業（処分業）業務実績報告書

令和　　年　　月　　日

東近江市環境部資源再生推進課長　　宛

許可業者名

月	搬入件数	廃棄物の種類	搬入量（kg）
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合計			

９　（参考１）

東近江市一般廃棄物（ごみ）処理業許可業者遵守事項

１　遵守すべき法令等

一般廃棄物（ただし、感染性一般廃棄物を除く。）処理業の許可業者（以下「業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の他関係法令等を遵守すること。

２　権利義務の譲渡等の禁止

業者は、理由の如何を問わず第三者に対し、許可業務に全部又は一部の実施を委託し、又は請け負わせ、又、許可に基づいて生ずる一切の権利義務を譲渡してはならない。

３　作業基準等

(1) 一般廃棄物収集運搬許可車両(以下「許可車両」という。)及び作業器具等は、日常から点検整備し、清潔に保持するとともに運搬に際しては、ごみの飛散、汚水の流失及び悪臭の発生がないようにすること。特に、塵芥車以外の車両で壊れたガラス類等を運搬する際には、運搬中に車両の隙間からこぼれ落ちないように容器等に入れること。

(2) 許可車両を変更する場合は、あらかじめ市長の許可を得ること。許可のない車両で一般廃棄物の収集・運搬は行わないこと。

(3) 許可車両の運行に当たっては、道路交通法等に基づき安全運転に努めること。

(4) 許可車両には、乗務員席のドアなどの両側面に別紙様式により許可証に記載された市指定の車両番号を明記すること。

(5) 許可車両には、消火器を備え付けること。

(6) 許可車両で、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して収集・運搬をしないこと。

(7) 許可車両で、家庭系ごみと事業系ごみを混合して収集・運搬をしないこと。

(8) 許可車両で、可燃ごみと不燃ごみを混合して収集・運搬しないこと。やむを得ず同時に収集運搬する際には仕切り等を設置して混合しないようにすること。

(9) 清掃センターにごみを搬入する際には、職員の指示に従うこと。

(10) 収集・運搬作業時及び電話対応時は許可業者として自覚を持ち、常に市民に対して親切・丁寧に対応すること。

４　金品等の請求禁止

許可業務の実施に関し、いかなる名目であっても手数料以外の金品を要求してはならない。

５　賠償責任

自己の責めに帰するべき行為により、第三者に損害を与えた場合は、直接その賠償の責任を負わなければならない。

６　従業員の研修等

業者は、従業員に対し研修を実施し、又は連絡会議等を必要に応じて行い、各業務を円滑に行うように努めなければならない。

様式第１号

乗務員席のドア(左右)に鮮明に表示する。

配色は白地に黒文字とする。

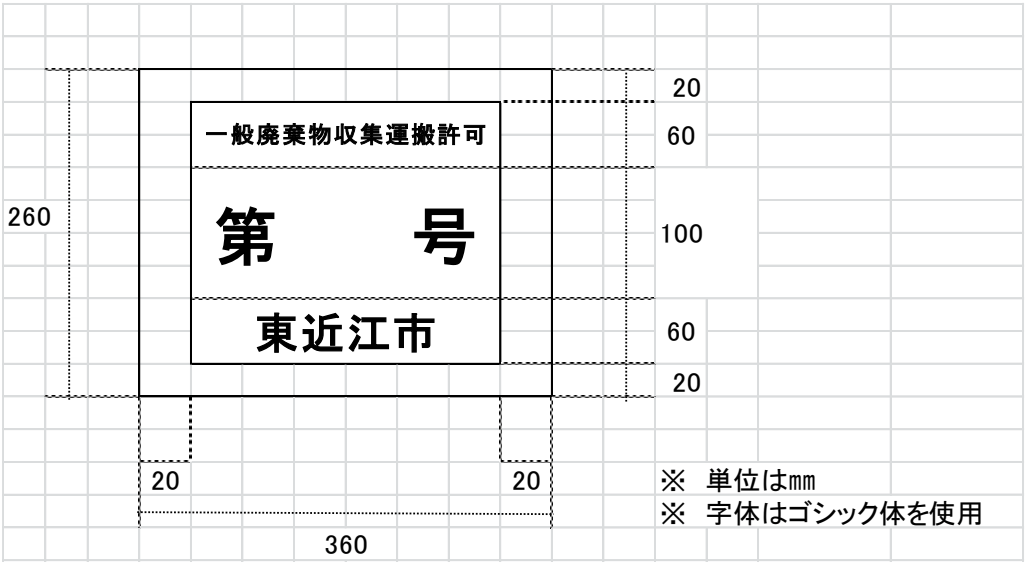

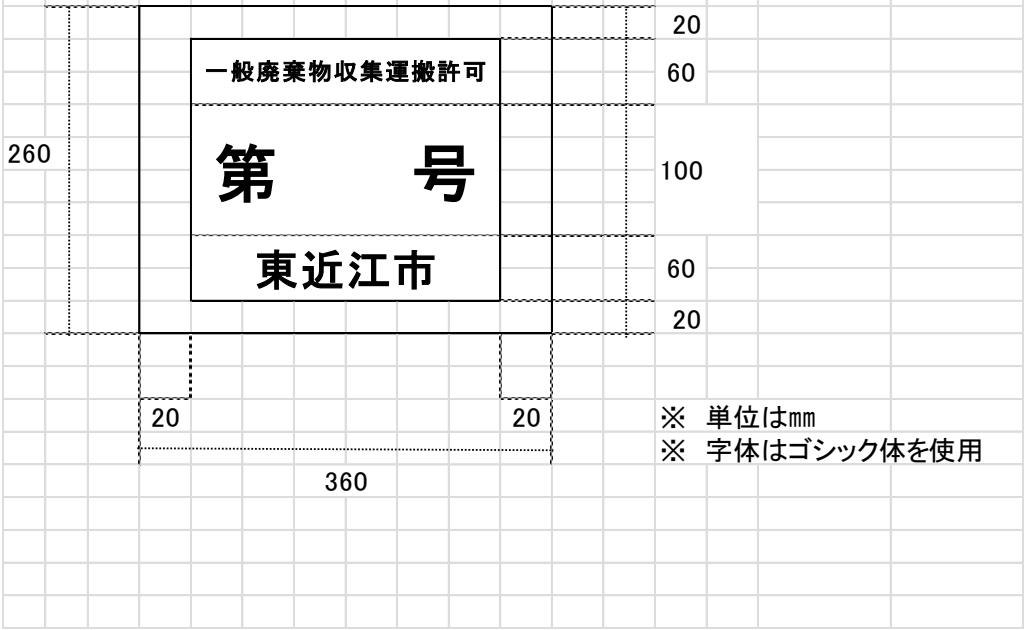

付則

１　実施日

この遵守事項は、平成２７年７月４日から実施する。

10　（参考２）

東近江市一般廃棄物処理業者処分基準

（趣旨）

第１条　この告示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 166 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）に対する処分並びに指導に関する必要な事項を定めるものとする。

（処分基準）

第 2 条　市長は、処理業者が法、条例若しくはこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたとき、他人に対して当該行為をすることを要求し、依頼し、唆し、他人が当該行為をすることを助けたとき又は法第 7 条 11 項の規定により当該許可に付した条件に違反したときは、別表第１により当該行為に応じた違反点数を処理業者に付す。

２　市長は、前項の違反行為がなされた日の 3 年前までの間に累積した違反点数に応じて、別表第２の基準により、当該処理業者に対し、処分を行うものとする。

（処分委員会）

第 3 条　処理業者に対する処分の公正性と透明性を確保するため、東近江市一般廃棄物処理業者処分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会は、処理業者からの聴聞、違反行為の認定、その他処分にあたり必要な事項の審査を行う。

３　委員会は、総務部長、環境部長、総務部次長（コンプライアンス担当）、環境部次長、資源再生推進課長及び契約検査課長をもって組織し、委員長は環境部長とする。

４　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

５　委員会に関する事務は、環境部資源再生推進課において処理する。

附　則

この告示は、平成 25 年１月 22 日から施行する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１

違反区分	違反行為	違反点数
第１類	不正手段による事業許可取得(第７条第１項) 不正手段による事業変更許可取得(第７条第６項) 無許可事業範囲変更(第７条の2) 名義貸し行為(法第７条の5) 不法投棄(第16条) 再委託(第７条第14項) 改善命令違反(第19条の3) 事業停止命令違反(第７条の3)	５点
第２類	不法焼却(第16条の2) 事業の用に供する施設又は許可を受けた者の能力が法に定める基準を満たさなくなったとき(第７条の3) 許可に付した条件に違反したとき(第７条の3) 法第18条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき(第18条) 市が委託する収集運搬業務において、可燃ごみと不燃ごみを混合して収集運搬をしたとき(第７条第13項) 市が委託する収集運搬業務において、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して運搬したとき(第７条第13項) 市が委託する一般廃棄物処理業務において、重大な違反行為があったとき(第７条第13項)	３点
第３類	第２類の定める違反行為において、情状が特に重いとき	５点
第４類	市が定める一般廃棄物処理基準に違反して、収集若しくは運搬若しくは処分を行い、又は清掃センターへ搬入したとき(第７条第13項) 収集運搬時の悪臭、騒音又は振動によって周辺住民に著しい嫌悪の情をもたらしたとき(第７条第13項) 記帳義務違反（第７条第15項) その他、廃棄物処理業務に関連して、法以外の法令に違反する行為を行ったとき（第７条第５項)	２点
第５類	第４類に定める違反行為において、情状が重いとき	３点
第６類	第４類に定める違反行為において、程度が軽微なとき	１点

別表第２

累積違反点数	処分内容
１点に達したとき	改善指導
２点に達したとき	改善命令
３点に達したとき	事業停止 30 日
４点に達したとき	事業停止 90 日
５点に達したとき	許可の取消し

11　（参考３）

東近江市一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可に関する審査基準

1　目的

この基準は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第５条第１項及び第６条の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第７条第１項又は第２項の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬を業として行う場合の許可の審査基準及び標準処理期間を定めるものである。

2　審査基準

(1) 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

ア　許可の対象となる廃棄物は次のとおりであること。

(ｱ) 家庭系及び事業系一般廃棄物

(ｲ) その他、市が収集運搬を行うことが困難と認められる一般廃棄物

(2) 申請の内容が市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

(3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。

ア　施設に係る基準

一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

イ　申請者の能力に係る基準

一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ウ　一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(4) 申請者が法第７条第５項第４号イからルに該当しないこと。

(5) 許可更新の場合、更新前２年間で市内において、一般廃棄物収集運搬の実績を有すること。

3　更新許可について

(1) 更新許可の申請は、許可期間の満了する日の１箇月前までに行うこと。

(2) 更新をせず許可期間が満了した場合、当該許可は失効する。

4　申請書類について

申請に必要な書類は、別に指示する。

5　標準処理期間について

行政手続法第６条に規定する標準処理期間は 30 日とする。ただし、標準処理期間は、申請が適法になされた場合の通常要する期間であって、市の責に帰すことのできない事情によって変動する期間、申請内容に不備があった場合の補正に要する期間、必要な資料の提

供等を求める場合にあっては、その求めに応答するまでの期間は含まれない。

6　その他

この審査基準は、令和５年７月４日から施行する。

この審査基準は、必要に応じ見直しを行う。

12　（参考４）届出又は提出書類関係

(1)一般廃棄物処理業を行う上で次の場合は、届出が必要です。

各種届出			
届出事由	届出の期間	提出書類	添付書類
一般廃棄物の収集運搬または処分の事業の全部または一部を廃止したとき	廃止の日から10日以内	一般廃棄物処理業廃止届出書（様式第8号）	
住所、氏名または名称、事務所または事業場の所在地を変更したとき	変更の日から10日以内	一般廃棄物処理業事業変更届出書（様式第9号）	履歴事項証明書、定款、その他変更内容が確認できる書類
法人の役員、定められた使用人、100分の5以上の株主または出資者などを変更したとき	変更の日から10日以内	一般廃棄物処理業事業変更届出書（様式第9号）	住民票または履歴事項証明書、その他変更内容が確認できる書類
事業の用に供する施設の設置場所、構造、規模などを変更したとき	変更の日から10日以内	一般廃棄物処理業事業変更届出書（様式第9号）	変更内容が確認できる書類
車両の廃止、追加、入れ替えをしたとき	変更の日から10日以内	一般廃棄物処理業事業変更届出書（様式第9号）	車両の写真（前、側面）、車両の自動車検査証の写し、自賠責保険の写し、賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写し
許可を受けた事業の範囲を変更しようとするとき	※届出の前に市と事前協議	一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第5号）	別途指示
許可車両が事故や故障などにより使用できなくなり、臨時で代車を使用するとき	使用予定の2日前まで	代車使用届	車両の自動車検査証の写し、自賠責保険の写し、賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写し ※継続して使用する場合は、一般廃棄物処理業事業変更届出書（様式第9号）を提出すること。
許可証を紛失、損傷、汚損したとき	速やかに	一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第7号）	損傷または汚損した許可証
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に記載の欠格要件に該当したとき	速やかに	廃棄物処理業に係る欠格要件該当届出書（様式第10号）	

(2) 一般廃棄物処理許可業者は、**処理実績の有無にかかわらず**、以下のとおり実績報告書を提出してください。

ア　一般廃棄物収集、運搬業者は、毎月の処理実績を翌月 20 日までに報告してください。（収集運搬業実績報告書☞様式は 18 ページ）

イ　一般廃棄物処分業者は、毎月の処理実績を毎年度末の翌月 20 日までに報告してください。（処分業実績報告書☞様式は 19 ページ）

一般廃棄物処理許可業の手引き

令和５年４月改訂
令和５年７月改訂

東近江市環境部資源再生推進課
住　所：〒527-8527　滋賀県東近江市八日市緑町 10 番５号
ＴＥＬ：0748-24-5636
Ｉ　Ｐ：050-5801-5636
ＦＡＸ：0748-24-5692
E-mail：shigen@city.higashiomi.lg.jp